

提言『博物館法改正へ向けての更なる提言
～2017 年提言を踏まえて～』
(2020年8月27日)

小佐野 重利

(第3回 法制度の在り方に関するワーキンググループ資料)

2021年3月5日

提言(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

学芸員資格を、専門的職員としての基本を身につけるために学部卒で取得できる「二種学芸員」と、さらに高度な専門的知識及び技能を獲得できるよう修士課程修了を要件とする「一種学芸員」の二種類に分ける。

新たに「二種学芸員」になった者は、実務経験・リカレント研修・インターンシップ等、または大学院修士修了によって「一種学芸員」として認定される。

なお、現行の学芸員資格を保有する学芸員は、勤続年数や学芸員経験年数等を基準に「一種学芸員」または「二種学芸員」となる

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

- 学芸員養成課程を学部で設置している大学304校。大学院の学芸員養成科目・課程等の開設を念頭に置いた、一種学芸員（修士修了）と二種学芸員（学部卒）の種別の設置。

← 日本学術会議（2002～2004年：第18期と19期）の報告で学術資料を扱う、特に修士課程修了以上の専門職員の確保・養成制度（シニア・上級学芸員）の必要性、同時に、2007年の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」でも学芸員養成課程の高度化・実務経験の充実のために大学院における専門教育の必要性が議論された。

また、世界に類例のない日本の国家資格の学芸員制度に倣いながら、韓国は「学芸士」には「所管学芸士」試験によって一級正学芸士、二級正学芸士、三級正学芸士と準学芸士の区分を設け、我が国より体系的な整備をおこなっている。

← 「博物館及び美術館振興法」（全文改定 1999. 2. 8法律 第5928号：改定 2000. 1. 12 法律 第6130号）第1章総則

第6条（博物館・美術館学芸士）

- ①博物館及び美術館は大統領令に定めるところにより、第4条の規定による博物館・美術館事業を担当する博物館・美術館学芸士（以下「学芸士」という）を置くことができる。
- ②学芸士は1級正学芸士、2級正学芸士、3級正学芸士及び準学芸士に区分し、その資格制度の施行方法・節次などに関して必要な事項は大統領令で定める。
- ③学芸士は国際博物館協議会の倫理綱領と国際協約を遵守しなければならない。

(4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

人類文化の未来に貢献するため、学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする予算措置・研究費獲得の仕組みや、十分な人員を適切に配置するなど研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

- 学芸員は、別に「雑芸員」と呼ばれるなど社会通念としてステータスが定まっていない。
- 「学部卒でもなれるのだから、研究者といえるのか」
(←第23期日本学術会議幹事会メンバーの発言)
- 研究者の定義も、実に曖昧なのである。

(4) -1 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

① 現行の博物館法第4条第4項を改正し、学芸員の職務内容を見直す。

学芸員が業務の調査研究以外に、独創的な研究にも従事して博物館を通じて地域の活性化に貢献できるようにする。

→ 研究者としての学芸員の法的な根拠を確立

第4条第4項「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」

現状では、学会発表のための出張等も、学会長からの派遣依頼がないとできないような状況にある。年次休暇や出勤日振替で発表に出向く。

・ 学芸員が研究者として活躍している実績のエビデンス

「学芸員の科学研究費補助金申請・採択の現状把握のためのアンケート調査」の実施（2019年3月～4月：郵送104、及びWeb回答システム利用）、総回答数86
研究助成金の獲得によって、安定した研究の継続が可能となり、新しい知識を獲得して研究者としてのレベルアップができ、展覧会へ研究成果を還元できたことが窺われる。

(4)-2 学芸員による独創的な研究を 可能とする新制度設計

②学芸員の研究者としてのステータス向上を図るため。

→ 文部科学省は一定水準以上の研究能力が認められる博物館に対して、**研究機関指定の基準**（「科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第1号及び第4号並びに同条第4項の機関の指定に関する要項」）の柔軟化を図るべき

・現在「研究機関指定」されている博物館等は、「国立館」10館を含めて、わずか**48館**。
指定要件の高いハードル（特に**四、五**）

一 学芸員が科学研究費補助金を受け取って研究を行うことに対して博物館の支援、研究計画の立案、発表、学会等への参加の自由があること

二 博物館に管理系と独立した研究系（学芸課など）の組織が存在していること

三 常勤の学芸員の原著論文発表数とその掲載誌等の評価

四 **学芸員の一人当たりの研究費が年間36万円以上であること。**

←2002年 3月30日「学芸員の科学研究費代表申請資格に関する文部科学省との交渉についての報告」美術史学会 [学会活動報告—委員会報告 \(bijutsushi.jp\)](http://bijutsushi.jp)

には「研究費という独立した費目がない場合に、美術館予算の中で何を研究費と見るかについては、申請者の作成した書類に基づき個別に判断していく。」とある。

五 **科学研究費補助金の管理等の事務が機関の事務組織の所掌事務に必ず位置づけられていること**